



暮らしの安全知っ得情報

「電話de詐欺」にご注意

千葉県警では、振り込み詐欺をはじめとする特殊詐欺の実態を周知するため、広報用名称の募集を行い「電話de詐欺」としました。

電話de詐欺とは、電話やそのほかの通信手段を用いることにより、対面することなく、面識のない不特定の人をだまし、架空または他人名義の口座に現金を振り込ませたり、現金を準備させて受け取りに来たりする手口の詐欺のことです。「オレオレ詐欺」「架空請求詐欺」「融資保証金詐欺」「還付金等詐欺」はその代表的なものです。

オレオレ詐欺

子や孫、警察官、弁護士などを装って電話をかけ、「会社のお金をなくしてしまった」などと話し、現金を口座に振り込ませ、だまし取ります。あらかじめ「携帯電話の番号が変わった」などと連絡し、数日後に振り込みを求めるなどの電話がかかってくる事例が多くあります。

すぐに振り込まず、一度電話を切り、落ち着いて本人や家族に連絡を取り、相談・事実確認してください。

架空請求詐欺

身に覚えのない有料サイトの利用料金や債務の返済などを、不特定多数の人に電子メール、はがき、封書などで請求して振り込ませ、だまし取ります。

身に覚えのない請求が来たら支払わないで、無視してください。万が一、裁判所からの通知が届いた場合は、すぐに警察や消費生活センターに相談してください。

還付金等詐欺

「医療費の還付金があるので携帯電話を持ってATMに行ってください」などと電話し、受け取る手続きと誤解させてATMを操作させ、口座間送金でお金を振り込ませ、だまし取ります。

公的機関では、電話での通知やATMの操作を求めることは絶対ありませんので、指示に従わないでください。

平成29年1～5月までの本市における振り込み詐欺被害は11件、被害総額は約1,100万円で、その被害者の大半が高齢者です。おかしいと思ったら、必ず110番通報し、家族や市役所などに相談しましょう。

※くわしくは交通防犯課(☎20-1527)へ。



消費生活相談Q&A

お試しのつもりが定期購入に？ 通信販売のトラブル

Q インターネット上で「健康食品が初回お試し500円」という広告を見て注文しました。商品が届き試してみましたが、続けるつもりがなかったのでそのままにしていたら、翌月同じ商品が届き、5,000円の請求書が入っていました。驚いて販売業者に連絡すると「3回以上の定期購入が条件と書いてある」と言われました。解約できますか。

A 通信販売にはクーリングオフ制度はありません。通信販売で商品を購入した場合、解約できるかどうかは、販売業者の定めた「返品特約」に従うことになります。

トラブルの多くは、商品を1回だけ購入したつもりが、商品が再度届いたことで定期購入契約したことに気付くというものです。

広告には「お試し価格」や「値引き」部分の説明が強調されることが多く、「定期購入」や「継続契約」といった詳細な契約内容まで確認しないまま注文してしまい、トラブルになるケースが見受けられます。注文する前に契約内容、返品特約を必ず確認してください。特にスマートフォンからの注文は、小さい文

字を見逃さないように注意が必要です。

また、業者と連絡が取れないトラブルもありますので、業者名や所在地、電話番号などを確認し、申し込み画面は必ず保存しましょう。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。





国民健康保険の高額療養費制度

医療費が高額になったときに

1カ月の自己負担額が限度額を超えたとき

高額療養費制度は、国民健康保険加入者が同じ月内・同じ医療機関(入院・外来・歯科は個別に計算)で限度額を超える自己負担額を支払ったとき、その超過分が後で払い戻される制度です。70歳未満の人の限度額は下表の通り区分されています。

70歳以上の人の限度額と計算方法については、保険年金課へ問い合わせてください。

支給対象世帯には「該当通知書」を

高額療養費が支給される世帯には、通常、受診の2カ月後に該当通知書を郵送します。この通知を受け取ったら、印鑑、医療費の領収書(病院などが発行したもの)、世帯主の振込先口座

負担区分	3回目まで	4回目以降
基準総所得額 901万円超え	25万2,600円 (医療費が84万2,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算)	14万100円
基準総所得額 600万円超え 901万円以下	16万7,400円 (医療費が55万8,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算)	9万3,000円
基準総所得額 210万円超え 600万円以下	8万100円 (医療費が26万7,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算)	4万4,400円
基準総所得額 210万円以下	5万7,600円	4万4,400円
住民税非課税世帯	3万5,400円	2万4,600円

*国民健康保険加入中で所得の申告をしていない人がいる世帯は、基準総所得額901万円超えとして扱われます



が分かるもの、該当通知書を持って保険年金課(市役所1階)または下総・大栄支所で申請してください。支払いは申請月の翌月下旬になります。

「限度額適用認定証」で窓口負担を自己負担限度額までに

70歳未満の人、70歳以上の非課税世帯の人が医療機関で「限度額適用認定証」を提示することにより、窓口での負担が自己負担限度額までになります。

限度額適用認定証の交付を受けられるのは、国民健康保険税の滞納がなく、所得申告が済んでいる人です。希望する人は、印鑑と保険証を持って保険年金課または下総・大栄支所で申請してください。

※くわしくは同課(☎20-1526)へ。



年金

受給者が亡くなったときは 速やかに届け出を

年金受給者が亡くなった場合、遺族の人は年金に関する死亡の届け出をしてください。

年金は年6回、偶数月の15日に前月までの2カ月分が支払われるようになっていて、支払日には自動的に指定の口座に振り込まれるようになっているので、届け出がない場合は亡くなった後も年金が支払われ続けてしまいます。その場合、払い過ぎた年金を後から返してもらうことになりますので、届け出

は速やかにお願いします。

また、年金は原則として亡くなった月の分まで受けられますが、まだ受け取っていない年金がある場合、生計を同じくしていた遺族の人が受け取ることができます。年金の死亡の届け出と併せて手続きをしてください。

未払いの年金を受け取ることができる遺族の優先順位は次の通りです。

- ①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹
- ⑦そのほかの3親等内の親族

※くわしくは保険年金課(☎20-1547)へ。